別 紙 1

いきいきふるさと推進事業助成金　制度改正の主なポイント

１　理事長特認事業の見直し　⇒　「助成申請の手引き」　10～13 ページ参照

（改正前）　・広域事業及び地方創生関連事業（重点支援事業）を対象とした助成金額の引き上げ。
・理事長特認事業の助成率は１／２。助成金額の上限は広域事業 300 万円、小規模事業は 200 万円。

（改正後）　・特定政策課題に基づく事業が対象。
・令和６年度は「自治体 DX の推進」「地域の脱炭素化の推進」「地域交通の確保」の３課題を設定。
・助成期間は小規模事業・広域事業ともに、原則３年とし、必要に応じて延長も可能。
・理事長特認事業の助成率を２／３に引き上げ。助成額の上限は広域事業１,０００万円、小規模事業 500 万円に。

２　助成対象事業の見直し　⇒　「助成申請の手引き」　４ページ参照

（改正前）　・「高度情報化の推進」等の 10 事業を対象とする。

（改正後）　・「高度情報化の推進」を「自治体ＤＸの推進」とし、「地域交通の確保」を加えた 11 事業を対象とする。
・個人の資格取得（国家資格・民間資格）、進学や就職に関する研修等の事業は助成対象外とする。
※　令和５年度まで助成対象としていた介護関連の資格取得に係る研修等事業は助成対象外とする。

３　実行委員会等の要件緩和　⇒　「助成申請の手引き」　5～6ページ参照

（改正前）　・市町村長又は市町村職員が職務として会長や理事、委員等の「主要な役職」に就任することが必要。

（改正後）　・会長、理事、委員等の役職に加え、事務局長や事務局員等の役職に人的関与の対象を拡大。

４　助成対象経費及び助成対象外経費の見直し　⇒　「助成申請の手引き」　14～19 ページ参照

（改正前）　・「食糧費」「賃金及び職員費」「備品購入費」「修繕費」「工事請負費」を助成対象外経費として規定。

（改正後）　・「職員費」「修繕費」「工事請負費」を助成対象外経費として規定。
・「市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費又は法令に基づき負担が義務付けられている経費」「事業との関連性や必要性が乏しいと判断した経費も助成対象外とする場合がある」と規定。
・食糧費は助成対象経費とするが、一般的な懇親会や反省会等の酒食を伴う会合は引き続き助成対象外とする。
・ソフト事業の遂行に必要不可欠であり、リース・レンタル等の代替手段による調達が困難な備品類については、助成対象経費に算入することを可能とするが、備品類の整備そのものを目的とする事業は助成対象外とする。

５　広域事業における事業費負担の見直し　⇒　「助成申請の手引き」　3ページ参照

（改正前）　・複数の市町村が共同で事業費を負担し、かつ、１市町村が負担する金額の下限を 20 万円と規定。

（改正後）　・個別の事業ごとに各市町村が負担する金額の割合が適当であるのかを判断する。

６　新規事業の取扱い　⇒　「助成申請の手引き」8～9ページ参照

（改正前）　・イベント等の事業は、第６回開催までに初回の申請があった事業は、第７回、第８回までを助成対象とする。

（改正後）　・イベント等の事業は第１回～第６回までを助成対象とする。（第７、８、９回は助成対象外）
・第 10 回以降のイベント等事業は、引き続き５年ごとの記念事業として助成対象とする。

７　その他

・助成申請書及び実績報告書の様式を変更し、提出書類及び添付書類等を削減するほか、各種手続きの簡略化を図る。
⇒　申請時の「歳出予算書（原本謄写）」及び実績報告時の「歳入予算書（原本謄写）」の提出を省略する。
⇒　従前は市町村において予算未措置の事業は、事業内容が採択に相当する場合においても、助成決定を保留し、予算措置後に助成決定を行っていたが、市町村による適切な予算の措置と執行を前提として、手続きを省略する。
⇒　各北海道総合振興局・振興局を経由していた助成申請手続きを見直し、当協会で直接、申請書の受付けを行う。

・助成金算定方法の見直し
⇒　従前は実績報告時に事業実施主体である実行委員会等で繰越金が発生した場合、同額を市町村の補助金等から控除して助成金の額を確定していたが、市町村が自ら戻入等の措置を講じることを前提として、手続きを省略する。